平成２４年（フ）第１４５２号
京都市南区東九条西岩本町１番地１　東九条市営住宅602号
債務者　立花　幸美
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７５号
京都府八幡市男山笹谷８番地―Ｄ５―404
債務者　澤田　　誠
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８１号
京都市東山区八坂新地清本町354番地１　清本町会館１Ｆ
債務者　米田　弘樹
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９９号
京都市上京区中立売通浄福寺西入加賀屋町409番地　メローペウエスト202号、前住所京都市上京区中筋通浄福寺西入中宮町303番地スペース西陣３階307号
債務者　永井　　薫
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５００号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の30　３―Ｃ棟216号
債務者　寒川佳代子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２９号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目17番４―301号
債務者　瀬戸利恵子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２０号
兵庫県高砂市美保里10番29号
債務者　牛島　　努
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５２７号
兵庫県加古川市西神吉町岸134番地の２ワンドリームハイツⅡ―103号、従前の住所兵庫県加古川市米田町平津733番地の41
債務者　山村　慶之
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５４１号
兵庫県姫路市安富町長野313番地
債務者　槙本八四一
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５４号
兵庫県姫路市土山３丁目１番９号
債務者　東谷　哲夫
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５８号
兵庫県姫路市飾西10番地１
債務者　中西　成人
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５５９号
兵庫県姫路市飾西10番地１
債務者　中西　和恵（旧姓本窪田）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６１号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目181番地２　県住構鉄筋２棟403号
債務者　内藤　直樹
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５６２号
兵庫県姫路市飾磨区構５丁目181番地２　県住構鉄筋２棟403号
債務者　内藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０９号
奈良市四条大路１丁目23番32号
債務者　冨田しのぶ
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３５号
鳥取県鳥取市富安２丁目151番地１　第３ガーデンハイツ303号、旧住所広島県広島市西区庚午南１丁目２番28―615号
債務者　永井　京子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６８号
松江市福原町690番地２
債務者　山本　尚太
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　松江地方裁判所民事部